

令和7年度 監 査 報 告 書

公益社団法人広島県労働基準協会

代表理事会長 吉永 浩之 様

令和8年5月14日

公益社団法人広島県労働基準協会

監事 大 津 雅 明

監事 田 中 精



当協会の定款第26条及び第43条に基づき、令和7年4月1日より令和8年3月31日までの、令和7年度における理事の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財務諸表に対する注記について検討いたしました。

2 監査の結果

ア 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

イ 計算書類及び財務諸表に対する注記の監査結果

計算書類及び財務諸表に対する注記は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。